

| 通番 | 府省庁 | 府省庁 ORDER | 事業番号 1 | 事業番号 2 | 事業番号 3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円) | 機関コード(1~5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:○) | 会計コード | 使途別分類(1~4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:○) | 競争的資金(該当:○ 非該当:○) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:○) | SBIIR対象(該当:○ 非該当:○) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 | | | | | | |
|----|-----|-----------|--------|--------|--------|--|------------|---|---|-----------------------|-----------------------|------------|-------------|------------------|-------|------------|-------------------|-------------------|--------------------------|---------------------|-----|--------|---------|----------|---------|---------|---------|-----|----------|--------|-----|-----|-----|--|-----|--|
| 77 | 内閣府 | 2 | | 38 | | 国際防災協力の推進に必要な経費 | | 2015年3月に宮城県仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力等により、国際防災協力を積極的に推進する。 | 国際防災協力推進に資する国際会議等への出席、我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置されたアジア防災センターを主としたアジア地域における防災情報の共有、人材育成等の実施、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4.2 | | | | | | | | 非該当 | | | | | | |
| 78 | 内閣府 | 2 | | 39 | | 災害復旧・復興に必要な経費 | | 被災者生活再建支援制度の適宜な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金給付世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効果的・効果的な住まいの確保策に関する調査を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有を図る。 | 上記目的を達成するため、以下のような事業を実施。 ①被災者生活再建支援法関連調査 ②新たな復興対策の推進に関する調査 ③被災者台帳等の整備・推進事業、災害の被害認定基準等の適宜な運用の確保に関する調査 ④被災者の住まいのあり方に関する検討 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 1_b.3.6 | | | | | | | | 非該当 | | | | |
| 79 | 内閣府 | 2 | | 40 | | 被災者支援に関する総合的対策の推進経費 | | 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、新たに市町村が避難所における生活環境の整備等に取り組むよう規定されたことを受け、その取組を進めるための参考として、内閣府では同年8月に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を策定、公表した。これを踏まえた地方公共団体の取組状況を確認するとともに施策の徹底を図ることを目的とする。 | 上記取組指針に示した事項等(例えば避難所における備蓄の状況等)に関する地方公共団体の取組状況等について、必要な基礎データの確認を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の生活環境の整備が進むよう、福祉避難所等についても先進的な事例を収集し、併せて、社会福祉施設等への管理者や学識経験者等へのアリアンを実施し、課題の整理等参考知見の収集を行った。今後は、これらのデータを踏まえ、避難所指定促進の取組及び避難所における被災者の生活環境の整備等の検討を行い、地方公共団体の取組の促進に資する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | 2_b.2.6 | | | | | | | 非該当 | | | | |
| 80 | 内閣府 | 2 | | 41 | | 地震対策等の推進に必要な経費 | | 今後の発生が懸念される大規模地震及びこれに伴う津波への備えや、気候変動への対応を踏まえた大規模水害対策、噴火リスクを踏まえた火山対策等を推進し、被害の最小化を図る。 | 大規模地震対策、津波対策、火山対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討、調査研究等を行っている。また、その成果を活用し、国、自治体、事業者等の関係者が一体となって取り組むべき施策の概要を示した大規模地震防災・減災対策大綱や、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン等のガイドライン等の策定を行っている。さらに、携帯電話基地局や街中に設置されているビーコンなどの既存インフラから得られるデータを活用し、被災者動向を把握し、避難所等へ誘導するなど、防災分野へのICTの活以下の機能を有する総合防災情報システムの整備及び運用を行う。 ①地震発生直後に観測震度情報等に基づき被害推計を行う機能 ②人工衛星画像等から被害を迅速に把握する機能 ③防災情報を地理情報システムにより共通の地図上に集約し共有する機能を有する。 | 487.116 | 461.578 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1_b.1 | | | | | | | | 該当 | | | |
| 81 | 内閣府 | 2 | | 42 | | 総合防災情報システムの整備経費 | | 阪神・淡路大震災以降、発災時における応急対策活動を円滑に行うため、被害の情報を早期に把握し、迅速・適切な初期体制の確立と意思決定を行うことの重要性が強く認識された。このような背景等を踏まえ、政府等における災害発生状況の早期把握や、迅速・的確な意思決定を支援するため、防災情報を地理空間情報として共有する総合防災情報システムの整備及び運用を行う。 | 平成22年度に、①、②、③各々独立であったシステムを統合し、平成23年度から総合防災情報システムとして運用している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 4_b4.1.1 | | | | | | | 非該当 | | | | | |
| 82 | 内閣府 | 2 | | 43 | | 防災基本政策の企画立案等に必要な経費 | | 災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務に必要な経費、災害発生時に現地調査団等の現地災害対策に必要な経費及び災害対策準備施設等の維持管理に必要な経費 | 災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務 災害発生時に現地調査団の派遣等の現地災害対策に必要な業務の実施 災害対策準備施設等の維持管理 災害対策本部予備施設(立川防災合同庁舎) 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区) 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(東陽島地区) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 1_b.2.6 | 4_a4.2 | | | | | | | 非該当 | | | | | |
| 83 | 内閣府 | 2 | | 44 | | 被災者生活再建支援法施行に要する経費 | | 被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。 | ○自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給。 ○国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 8.6 | | | | | | | 非該当 | | | | | |
| 84 | 内閣府 | 2 | | 45 | | 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(民間船舶を活用した医療機能の実証訓練) | | 南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に対する災害応急対策活動の具体的な計画を策定すること等により、発災時に、国のみならず地方公共団体も含めた関係機関が相互に連携し、的確かつ迅速に災害応急対策を行うことを目指すもの。 | ○首都直下地震に対する応急対策活動の具体的な計画を調査・検討する。 ○大規模災害時の災害医療確保のために実証実験等を行い、その意義・課題を明らかにする。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 1_b.2.6 | 2_b.1.6 | | | | | | 非該当 | | | | | | |
| 85 | 内閣府 | 2 | | 46 | | 防災計画の推進経費 | | 防災業務計画・地域防災計画の基となる防災基本計画の在り方についてのこれまでの検討を踏まえ、同計画の実効性を高めるため、同計画の見直し・改善を図ることにより、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図る。併せて、首都直下地震対策特別措置法に係る取組の推進を図る。 | ○防災基本計画について、地域防災計画や防災業務計画の基となる計画としての実効性の向上など、その在り方の検討を行うとともに、防災基本計画に関する基礎データの更新を行う。 ○首都直下地震対策特別措置法と同法に規定する基本計画に基づき(施設等)の取組事例や情報収集の基盤 ○中央省庁における業務継続体制を確保するため、各府省等の業務継続計画に係る有識者による評価、省庁業務継続計画評価の課題である省庁業務継続訓練に係る調査・検討を行う。 ○地方公共団体の業務継続体制の確保に係る取組を推進するため、地方公共団体における取組方針の調査、分析、課題及び対応策の検討を行う。 ○民間企業・団体の事業継続の取組を促進するため、民間企業・団体の事業継続体制に関する実態調査、BCMの目的を共有化する評価指標の開発・検討、及び事業継続に關 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | 1_b.3.6 | 1_c.2.9 | | | | | | 非該当 | | | |
| 86 | 内閣府 | 2 | | 47 | | 社会全体としての事業継続体制の構築推進経費 | | 本事業は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生に備え、大規模災害時に国民経済及び国民生活への影響を最小化するため、官民連携して社会全体としての事業継続体制の構築に取り組むものである。 | ○地方公共団体の業務継続体制の確保に係る取組を推進するため、地方公共団体における取組方針の調査、分析、課題及び対応策の検討を行う。 ○民間企業・団体の事業継続の取組を促進するため、民間企業・団体の事業継続体制に関する実態調査、BCMの目的を共有化する評価指標の開発・検討、及び事業継続に關 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 1_b.3.6 | 3_c.2.3 | | | | | | | 非該当 | | | | | |
| 87 | 内閣府 | 2 | | 48 | | 災害救助等に要する経費 | | (災害救助費) ・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急に必要救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 (国民保護訓練経費) ・国民保護法第24条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対応能力の向上を図ることを目的とする。 (災害弔慰金等負担金) ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害弔慰金等をそれぞれ支給する。 (災害援護貸付金) ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。 (災害救助救護事務体制強化費) ・災害救助法等を円滑に執行できる体制を築くことを通じ、災害にかかわった者の保護と社会の秩序の保全を図る等の同法の目的の実現に資するため、災害救助・救護事務に関する体制を強化することを目的とする。 | (災害救助費、国民保護訓練経費、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金)別添のとおり (災害救助救護事務体制強化費) ・災害発生時における被災地での救助・救援に係る連絡調整や、平時における災害救助・救護事務担当者会議の開催等を通じ、災害救助法の施行に係る事務、国民保護法(避難住民の救援に限る)の施行に係る事務等を円滑に執行し、災害が発生した場合や武力攻撃事態が生じた場合に、的確な救助・救援が行われるよう、災害救助・救護事務に関する体制を強化する。 ※近年の国会審議等で、被災者への対応を強化・一元化する観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府へ移すべきとの議論がなされてきたところであるが、『中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)』においても、『被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。』と指摘されたことを受け、被災者支援の総合的な実施の観点から、平成25年10月1日より内閣府(防災担当)に移管されたもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 8.6 | 5_a4.2 | 5_c4.2 | | | | | 非該当 | |
| 88 | 内閣府 | 2 | | 49 | | 原子力災害対策事業 | | 原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において、病院、介護施設等に在している等により早期の避難が困難である要配慮者及び住民等が一時的に避難する施設等を対象とし、放射性物質又は放射線の異常な放出からの防護対策に要する経費を補助することにより、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。 | 原子力緊急事態において、即時避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者及び住民等が屋内退避するための施設並びに一定期間緊急対応を実施する原子力災害対策の拠点施設等を対象とした立地退避等を行う放射線防護対策事業を支援する。あわせて、屋内退避の実施に必要な資機材の整備及び備蓄についても支援を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 4_a4.2 | | | | | | | 非該当 | | | | | |
| 89 | 内閣府 | 2 | | 50 | | 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 | | 原子力発電施設等の立地道府県等が行う以下の事業に要する経費を定額交付。 ・緊急時連絡網整備等事業：国、道府県及び市町村を結ぶ専用の緊急時通信回線等の整備、維持管理 ・防災活動資機材等整備事業：防護服、放射線測定器及び安定コウ素剤等の防災資機材の整備、維持管理 ・緊急時対策調査・普及等事業：防災関係関係者の知識の習得等のための講習会の開催、防災訓練の実施等 ・緊急事態応急対策等拠点施設整備事業：原子力災害対策特別措置法第12条に基づく緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の整備(移転、放射線防護対策)。 | 原子力発電施設等の立地道府県等が行う以下の事業に要する経費を定額交付。 ・緊急時連絡網整備等事業：国、道府県及び市町村を結ぶ専用の緊急時通信回線等の整備、維持管理 ・防災活動資機材等整備事業：防護服、放射線測定器及び安定コウ素剤等の防災資機材の整備、維持管理 ・緊急時対策調査・普及等事業：防災関係関係者の知識の習得等のための講習会の開催、防災訓練の実施等 ・緊急事態応急対策等拠点施設整備事業：原子力災害対策特別措置法第12条に基づく緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の整備(移転、放射線防護対策)。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | 4_a4.2 | 3_b.4 | | | | | | 非該当 | | | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁 ORDER | 事業番号 1 | 事業番号 2 | 事業番号 3 | 事業名 | プログラム名・制 度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円) | 平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円) | 機関コード (1~5) | 会計の別 (一般・特 別) | 復興特会 (該当:○ 非該当:-) | 会計コード | 使途別 分類(1~4) | 提案公募 型(該当: ○ 非該当:-) | 競争的資 金(該当: ○ 非該当:-) | 独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-) | SBIR対象 (該当:○ 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該 当・非該 当 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|--------------|-----------|-----------|-----------|--|----------------|---|---|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|---------------------|-------------------------|-------|----------------|---------------------------|---------------------------|---|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|----|-------|--|-----|--|-------|--|-------|-------|---------|-------|-----|---------|-----|----|--|
| 450 | 総務省 | 9 | | 86 | | 放送ネットワーク整備 支援事業 | | 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確保するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。 | 放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4_a,2 | | 非該当 | | | | | | | | | | | | |
| 451 | 総務省 | 9 | | 87 | | ウェアクセシビリティ に関する調査研究 | | 障害者差別解消法の施行や、ウェアクセシビリティに係る国内規格の改正等を踏まえ、ウェアクセシビリティ確保を支援する手順書等を改定・拡充し、広く普及することで、高齢者・障害者をはじめ、誰もがICTを活用した情報アクセスが可能な社会の実現を目指す。 | (地方公共団体・補助率1/2 第3セクター、地上基幹放 ウェアクセシビリティに関する国内規格(JIS X 8341-3)の 改定等に合わせ、同規格が求める要件を満たすために実 施すべき取組項目とその手順を示す「みんなの公共サイト 運用モデル」及びアクセシビリティの検証・試験を行うための チェックツールである「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker」を改定・公表するとともに、公的機関向けの講習 会を開催するなど、改定・公表したツール等の普及を図る。 | 16,000 | 14,423 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | 3_c,1 | | 該当 | | | | | | | | |
| 452 | 総務省 | 9 | | 88 | | 多様なクラウド環境下 における情報連携基盤 構築事業 | | 本事業では、自治体が多様なクラウド環境下においても必要なシステム間の情報連携を可能とする環境を実現することで、大規模自治体を含む自治体のクラウド化の取組を加速化させ、より高付加価値な住民サービスの実現に貢献することを目的とする。 | 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」の指針 6において、「自治体は、自治体クラウド等新規システムを 調達する際、地域情報プラットフォームに準拠したシステム を導入することで、将来にわたる競争性を確保することとさ れているが、自治体の業務システムのクラウド化に伴い、特 定のベンダーのシステム以外との情報連携が困難となる 「クラウドロック」現象の発生が指摘されている。本事業で は、多様なクラウド環境下で情報連携に必要な連携方式の 技術的検証等を行い、自治体が競争性を確保しつつ、多様 なクラウド環境下においてもシームレスな情報連携を実現で きるようなインターフェース仕様を確立することで、大規模自 治体を含む自治体のクラウド化を加速化させ、より高付加 価値な住民サービスの実現を目指すものである。また、当 事業については、APPLICIに推進体制をつくり、自治体、ベン | 101,000 | 0 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | ○ | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | 2_a,1 | | 該当 | | | | | | |
| 453 | 総務省 | 9 | | 89 | | 次世代医療・介護・健 康ICT基盤高度化事業 | | 超高齢社会に突入した我が国においては、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等、様々な課題に直面。健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)においては、「世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化」が柱の一つに位置付けられており、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の社会的課題の解決に向けて新たに講ずべき具体的施策として、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられているところ。このような状況を踏まえ、医療・介護・健康分野において、国民の健康増進・疾病予防に貢献し、かつ自律的な普及展開が可能なICT活用モデルを確立することで、当該モデルの全国展開を通じた社会的課題の解決、経済成長を成し遂 | モバイル端末やクラウド技術を活用することで、医療分野におけるセキュアな情報連携モデルの実現に向けた実証や生活者視点によるパーソナル・ヘルス・レコード活用のあり方に関する調査等を実施する。 | 49,942 | 0 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | ○ | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | 2_a,1 | | 該当 | | | | | |
| 454 | 総務省 | 9 | | 91 | | オープンデータ等利活 用推進事業 | | オープンデータ等を活用したモデル実証等に取り組むことにより、データを活用した新事業・新サービスの創出、住民サービスの向上等につなげることが可能であることを踏まえ、官民双方にメリットのある具体的なユースケースの発掘・展開、地方自治体におけるデータ利活用の先進的モデルの構築等を支援するための実証事業等を行う。 | 国、地方自治体、公益事業者等が保有する公共データを公開(オープンデータ)し、民間のビッグデータを含む地域における多種多様なデータと連携を図ることにより、新事業・新サービスの創出、地域産業の活性化・生産性向上、住民サービスの向上等につなげることが可能であることを踏まえ、官民双方にメリットのある具体的なユースケースの発掘・展開、地方自治体におけるデータ利活用の先進的モデルの構築等を支援するための実証事業等を行う。 | 186,988 | 298,323 | 5 | 一般 | - | 95 | 1 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | 3_b,2 | | 該当 | | | | | | |
| 455 | 総務省 | 9 | | 93 | | 公的個人認証サービス 利活用推進事業 | | マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの利活用拡大のため、国民利用者に対して、マイナンバーカードのメリットや使いやすさを目に見える形で示すとともに、具体的なユースケースの拡充に向け、検討関係者の作業とコストの明確化、課題解決の検証を行い、幅広い分野での利活用場面の拡大を図る。 | ①スマートフォンへの公的個人認証サービスの利用者証明機能格納に向けた検討 ②電子私書箱を活用したワンストップサービスを実現する上で必要な認証の実現方法の検討 ③国の関連システムにおける資格審査業務の地方公共団体との共同利用方法の検討 ④地域のケーブルテレビ、地方公共団体、商店街等が連携して公的個人認証サービスを活用する際の認証基盤の検討 ⑤アクセス手段の多様化の検討(PINなしJPKI認証を行う) | 349,815 | 258,710 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3_c,1 | | 該当 | | | | |
| 456 | 総務省 | 9 | | 94 | | IoTおもてなしクラウド事 業(平成27年度事業名: デジタルサイネージ相 互運用性検証事業) | | 交通系ICカードやスマートフォン、クラウド基盤等を活用し、個人の属性情報(言語、障害の有無等)に応じた最適な情報提供等を可能とする仕組みを構築することにより、訪日外国人を含む誰もが安心して快適に過ごすことができる環境を構築し、インバウンド拡大による我が国の経済活性化及び持続的成長の実現を目指す。 | IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、訪日外国人等のスムーズな移動、観光、買い物等の実現に向け、スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供や支払手続の簡略化等)を可能とするため、複数地域で実証を実施。 | 645,955 | 247,991 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3_a,1 | | 該当 | | | | |
| 457 | 総務省 | 9 | | 95 | | 4K・8K等最先端技術 を活用した放送・通信 分野の事業支援 | | 超高精細で臨場感あふれる4K・8Kの映像により日本全国で数々の4K・8K放送番組を視聴可能な環境を着実に整備するとともに、映像関連市場を活性化し、関連産業の国際競争力の強化をはかり、我が国経済全体の成長戦略につなげる。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際には、日本の最先端の放送・通信の技術を世界に発信す | 4K・8Kの着実な推進のため、国、放送事業者、受信機メーカー、通信事業者等の関係者が連携して、放送と通信の複数の伝送路で伝送した放送コンテンツの同時・合成技術など、4K・8Kサービスの実現に必要な技術の実証を行う。 | 393,000 | 0 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3_c,2,1 | | 該当 | | | | |
| 458 | 総務省 | 9 | | 97 | | 放送コンテンツの海外 展開総合支援事業 | | 放送コンテンツの海外展開を通じて、①地域への観光需要の増加、②農産物や工芸品を含む地域産品の海外販路開拓、③世界最先端の技術・サービスを持つ中小企業の海外展開等を後押しし、日本経済の活性化や日本の魅力の発信を図る。 | 放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地産地消、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジット・ジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPP協定の活用促進による新たな市場の開拓」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な運動プロジェクトを一体的に展開す | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3_c,4,5 | | 非該当 | | | | |
| 459 | 総務省 | 9 | | 98 | | 放送政策に関する調査 研究 | | 放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しており、放送政策の立案には柔軟かつ迅速な対応が求められている。本調査研究を行うことにより、所用の政策の実現を図り、国民生活の利便性等の向上に寄与する。 | 放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所定の | 44,999 | 45,285 | 5 | 一般 | - | 95 | 4 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1_b,2,3 | | 該当 | |
| 460 | 総務省 | 9 | | 99 | | 国際放送の実施 | | 放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。 ※指定事項(抜粋) 【ラジオ国際放送】 1(1) 放送事項は、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 その他国の重要事項に係る報道及び解説とする。 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 2 放送区域は、中米、南米、中東、北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。 3 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とする。 【テレビ国際放送】 1 放送事項は、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その 他の国の重要事項に係る報道及び解説とする。 2 放送区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。 3 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。 | 放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに国際放送を実施させることにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8,6 | | 非該当 | | |
| 461 | 総務省 | 9 | | 100 | | 地域ICT強靱化事業 (地方) | | 地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設 | 地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4_a,2 | | 非該当 | | | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科 技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算うち科 技予算額(千円) | 機関コード (1~5) | 会計の別 (一般・特別) | 復興特会 (該当:○ 非該当:○) | 会計コード | 使途別分 類(1~4) | 提案公募 型(該当: ○非該当 →) | 競争的資 金(該当: ○非該当 →) | 独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○) | SBI対象 (該当:○ 非該当:○) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該 当・非該 当 | 備考 | | | | | |
|-----|-----|----------|-------|-------|-------|---|------------|---|--|---------------------------|---------------------------|----------------|-----------------|-------------------------|-------|----------------|-----------------------------|-----------------------------|---|--------------------------|-----|-----|--------|-----|-----|---------|---------|--------|------------------|-----|-----|-----|-----|----|--|
| 640 | 外務省 | 11 | | 3 | | 旧外地関係整理 | | 旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)に関連する各種整理事務を行うこと。 | 旧外地官署が行った行政行為等の事実証明事務、旧外地官署所属職員帰還に直接関係ある事務、旧外地関係職員の職支費額に関する事務、旧外地特別会計に属する債務のうち、正当な請求が行われるものに対する支払を行うこと。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8.6 | | | | | | | | 非該当 | | | | | | |
| 641 | 外務省 | 11 | | 4 | | 中国における日本理解促進に係る経費 | | 中国においては、情報化社会の急速な進展を背景に多様な意見が表出されるようになり、かかる潮流の中で、中国における民主・法治社会の実現を求める世論が存在感を増している。こうした中、民主・法治国家としての日本の現状や民主主義の象徴である日本の選挙制度、また、公審等現在の中国社会も直面する様々な政治・社会問題等について日本が民主的に克服してきたか等の経験について、中国の一般国民(特に知識人)の理解を促進する。 | 上記の問題意識を受け、選挙や司法、また中国社会が抱える問題についての日本のこれまでの取り組み等、日本の民主・法治社会等に関する小冊子の作成を、対中国広報に留めたPRコンサルタント(専門企業)に委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 3.64.5 | | | | | | | 非該当 | | | | | |
| 642 | 外務省 | 11 | | 5 | | 日朝関連 | | 北朝鮮政策に関する米国、韓国、中国等関係国との緊密な連携や拉致問題解決に向けた啓発等の実施を目的とする。 | 日朝間の諸懸案を包括的に解決するための経費として、日朝国交正常化交渉及びその準備に要する費用、米国、韓国、中国といった関係国との意見交換を実施するために要する費用、研究所または研究者・専門家に研究調査を委託する費用、朝鮮中央通信の報道を朝鮮通信社より入手するための費用、拉致問題解決に向けた啓発等に関する資料類ならびに予算や人的投入資源を効率的に活用し、日朝関係における以下の諸分野での施策を実施する。 (1)政治分野の対話の促進(日韓政策対話、日韓EPAなど) (2)人的交流の拡大(日韓フォーラム、日韓市民交流など) (3)日朝間の過去に起因する諸問題への取組(韓国人遺骨返還、遺族追悼巡礼、日韓歴史共同研究など) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | | |
| 643 | 外務省 | 11 | | 6 | | 未来志向の日韓関係推進経費 | | 未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄に向けた連携・協力の強化を併せて進展させるために必要な施策を講じるもの。 | 日朝間の諸懸案を包括的に解決するための経費として、日朝国交正常化交渉及びその準備に要する費用、米国、韓国、中国といった関係国との意見交換を実施するために要する費用、研究所または研究者・専門家に研究調査を委託する費用、朝鮮中央通信の報道を朝鮮通信社より入手するための費用、拉致問題解決に向けた啓発等に関する資料類ならびに予算や人的投入資源を効率的に活用し、日朝関係における以下の諸分野での施策を実施する。 (1)政治分野の対話の促進(日韓政策対話、日韓EPAなど) (2)人的交流の拡大(日韓フォーラム、日韓市民交流など) (3)日朝間の過去に起因する諸問題への取組(韓国人遺骨返還、遺族追悼巡礼、日韓歴史共同研究など) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | | |
| 644 | 外務省 | 11 | | 7 | | アジア友好促進補助金 | | 1972年(昭和47年)9月の日中国交正常化に伴い、我が国と台湾との関係は非政府間の実務関係となったが、他方、外交関係のない台湾との間で民間レベルによる人的往来、貿易、経済等分野での交流、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育等につき各種の便宜を図ること等に適切な措置を講じることを目的とし財団法人交流協会(当時)が設立された。 | 日本台湾交流協会は、民間団体ではあるが、台湾在留邦人の保護、日本人学校の運営管理、本邦入国を目的とする台湾住民、第三国への渡航証明書・査証の交付、貿易・経済関係等を円滑に維持するための台湾側との折衝、その他技術交流や文化交流事業など、我が国の在外公館とはほぼ同様の業務を行っている。 ※補助率:(款)東京本部は3/4、他の経費は100% | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | | | |
| 645 | 外務省 | 11 | | 8 | | 中国遺棄化学兵器問題への取組み | | 化学兵器禁止条約に基づき我が国の義務である、中国における遺棄化学兵器の廃棄処理。廃棄処理は、日中間で共通認識に達し化学兵器禁止機関(OPCW)に報告した「廃棄計画」に従って行われなければならない。我が国は、日本国政府は、2022年の廃棄完了を目指して最善の努力を払うとされている。 | 中国で発見される化学兵器が旧日本軍のものかどうかを判断するため、現地調査を行う。旧日本軍のもの確認された化学兵器は、内閣府により中国において廃棄処理される。現地調査は、化学兵器が発見された旨の中国政府の通報を受けて行う。これまでに中国各地で90回の現地調査を行っている。 なお、化学兵器禁止条約に基づき、我が国は、中国における遺棄化学兵器の廃棄に必要なすべての資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供する義務がある。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | | | |
| 646 | 外務省 | 11 | | 9 | | 日中・日モンゴル関係の推進 | | アジア太平洋地域及び世界の平和と発展にともに責任を有する中国との間で、幅広い分野及びレベルでの協力、対話を推進し、「戦略的互恵関係」を深化させる。また、両国関係を長期的及び安定的に発展するための重要な基盤である両国国民間の相互理解を一層推進させる。 利益と価値観を共有するモンゴルとの間で「戦略的パートナーシップ」を深化させるため、政治・安全保障、経済、人的交流・文化交流の3つの分野を中心に協力を強化していく。 | 中国との間では、「戦略的互恵関係」の深化と両国国民間の相互理解の増進に向け、首脳・外相会談を始めとするハイレベルの交流や、各種文化交流事業を行っている。日中関係を依然として厳しい状況にある中、昨年11月には楊潔篪國務委員が訪日し、今年4月には岸田外務大臣が訪中するなど具体的な成果を得た。また、平成27年度には「JENESYS2.0」を通して中国人青少年約3,500名を日本に招聘した。 モンゴルとの間では「戦略的パートナーシップ」の一層の深化に向け、ハイレベルの交流を活発に行っている。昨年、5月にエルベグドルジ大統領が訪日したほか、10月には安倍総理大臣が日本の総理大臣としては初となる2度目のモンゴル訪問を行い、エルベグドルジ大統領と8回目の首脳 <日メコン地域諸国首脳会議>第1回日・メコン地域諸国首脳会議東京宣言により、日本・メコン地域諸国首脳会議は3年に1回日本で、その他の年は国際会議に際して開催することとなり、平成28年は後者に該当する。 <日越交流促進>杉特別大使によるベトナム親善訪問、北見市におけるアジア国際子ども映画祭(メコンが国の学生を招待)出席、ベトナムの恵まれない子供連への慈善活動等により、民間レベルでの日越交流を促進する。 <東南アジア対外関係調査>東南アジアに専門的な知識を有する者に、その時々々の時勢に即した情報収集及び分析等を専断的に行わせる。 <日・ベトナム経済連携協定>平成20年12月署名、平成21年10月に発効した日・ベトナム経済連携協定に基づき、委員会が設定された。平成27年度は「自然人の移動」分野に関し、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れにつき協議を行い、詳細を定めた。 <日・タイ経済連携協定>平成19年4月に署名され、同年11月に発効した日・タイ経済連携協定に基づき、合同委員会及び小委員会等計20の委員会が設定された。平成27年度は「物品の貿易に関する小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」、「食品の安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」及び「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を開催し、日タイ両国間の経済関係促進について協議を実施した。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | |
| 647 | 外務省 | 11 | | 10 | | メコン地域諸国との友好関係の強化 | | 要人往来を通じた二国間関係の強化、経済協議の実施と貿易投資環境の整備、メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進を通じて、メコン河流域各国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること。 | 訪日前(12ヶ月間の合宿研修及び遠隔学習)、及び訪日後(2ヶ月間の合宿研修)、日本語及び社会文化・職場適応(日本の社会・生活習慣及び日本語習得・介護)の研修を行う。訪日前・後の両事業は外務省・経済産業省の共同で予算負担し、訪日前研修は経済産業省より支出委任を受けた外務省が委託により事業を実施し、訪日後研修は外務省より支出委任を受けた経済産業省が委託により事業を実施す日尼EPAでは、看護師・介護福祉士候補者に対し、6か月間の訪日後日本語研修を実施することを明文で規定している。追加的な研修として訪日前研修を国際交流基金にて実施していることを踏まえ、インドネシア人及びフィリピン人候補者に対する訪日前研修と訪日後研修の経費全体を合計した額を外務省・経産省で折半して負担している。インドネシア人に対する訪日後研修については、外務省と経産省が経費を共同で負担した上で、経産省負担分について外務省が委任を受けて予算執行している。平成27年度は一般競争入札を行った結果、海外産業人材育成協会(HIDA)が落 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | |
| 648 | 外務省 | 11 | | 11 | | 日・ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修 | | ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携協定に基づき受け入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入れ病院・施設で就労するための十分な日本語能力を身につけることを目的として、訪日前に12ヶ月間の研修及び遠隔学習、訪日後に2ヶ月間の研修を行う。看護師候補者は最大3年間、介護福祉士候補者は最大4年間日本に滞在し、国家試験の合格を目指す。 | 訪日前(12ヶ月間の合宿研修及び遠隔学習)、及び訪日後(2ヶ月間の合宿研修)、日本語及び社会文化・職場適応(日本の社会・生活習慣及び日本語習得・介護)の研修を行う。訪日前・後の両事業は外務省・経済産業省の共同で予算負担し、訪日前研修は経済産業省より支出委任を受けた外務省が委託により事業を実施し、訪日後研修は外務省より支出委任を受けた経済産業省が委託により事業を実施す日尼EPAでは、看護師・介護福祉士候補者に対し、6か月間の訪日後日本語研修を実施することを明文で規定している。追加的な研修として訪日前研修を国際交流基金にて実施していることを踏まえ、インドネシア人及びフィリピン人候補者に対する訪日前研修と訪日後研修の経費全体を合計した額を外務省・経産省で折半して負担している。インドネシア人に対する訪日後研修については、外務省と経産省が経費を共同で負担した上で、経産省負担分について外務省が委任を受けて予算執行している。平成27年度は一般競争入札を行った結果、海外産業人材育成協会(HIDA)が落 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | |
| 649 | 外務省 | 11 | | 12 | | 日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業 | | 日インドネシア(日・EPA)に基づき訪日する看護師・介護福祉士候補者に対し、EPA上の規定に基づき、6か月間の日本語研修を実施する。 | 訪日前(12ヶ月間の合宿研修及び遠隔学習)、及び訪日後(2ヶ月間の合宿研修)、日本語及び社会文化・職場適応(日本の社会・生活習慣及び日本語習得・介護)の研修を行う。訪日前・後の両事業は外務省・経済産業省の共同で予算負担し、訪日前研修は経済産業省より支出委任を受けた外務省が委託により事業を実施し、訪日後研修は外務省より支出委任を受けた経済産業省が委託により事業を実施す日尼EPAでは、看護師・介護福祉士候補者に対し、6か月間の訪日後日本語研修を実施することを明文で規定している。追加的な研修として訪日前研修を国際交流基金にて実施していることを踏まえ、インドネシア人及びフィリピン人候補者に対する訪日前研修と訪日後研修の経費全体を合計した額を外務省・経産省で折半して負担している。インドネシア人に対する訪日後研修については、外務省と経産省が経費を共同で負担した上で、経産省負担分について外務省が委任を受けて予算執行している。平成27年度は一般競争入札を行った結果、海外産業人材育成協会(HIDA)が落 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 非該当 | | | |
| 650 | 外務省 | 11 | | 13 | | 東南アジア島嶼国との友好関係の強化 | | 東南アジア島嶼国の人材育成、地域的・国際的課題等の対応に向けた努力に対する協力並びに同島嶼国との経済連携協定の実施・運用について協議するための合同委員会及び同協定の各章の規定の実施・運用について協議するための各小委員会の設置・開催(相手国との間で本協定を適切に実施するため、委員会の開催経費を計上する必要があり。)を通じて同島嶼国との関係強化。 | ①マレーシア日本国際工科院(MJIT):マレーシア工科大学国際キャンパス内に設立された大学院教育に重点を置いた工科院(電子・コンピュータ工学科、機械精密工学科、環境・グリーン技術工学科、技術工学科、技術経営工学科)に対する日本人教員派遣のため、日本側関係者やマレーシア側との調整を行う。 ②フィリピン居留日系人に関する経費:フィリピンにて聞き取り調査、書類審査を通じた居留日系人2世の身元確認作業を行い、ファミリー・ファイル(過去の調査で3万名を超えるファイル作成済み。)を更新。 ③「バリ民主主義フォーラム関係経費:毎年開催の開催費を合へるの参加。また、平和民主主義研究所主催のセミナーへの参加。 ④経済連携協定関係経費(日インドネシア(日)、日フィリピン(比)、日マレーシア(馬)EPA):合同委員会は、協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと等を任務としている。小委員会は、物品貿易、原産地規則、サービス貿易、投資、自然人の移動、ビジネス環境整備、協力等、協定の章立てごとに設置されており、各章の実施及び運用につ | 2,136 | 1,271 | 5 | 一般 | - | 50 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - | | 5.b12.1 | 4.c.1.9 | 5.b4.2 | 6.6 | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁 ORDER | 事業番号 1 | 事業番号 2 | 事業番号 3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円) | 機関コード(1~5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:○) | 会計コード | 使途別分類(1~4) | 提案公募型(該当:○非該当:○) | 競争的資金(該当:○非該当:○) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○) | SBIIR対象(該当:○非該当:○) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|--------|--------|--------|---------------------|------------|--|---|-----------------------|-----------------------|------------|-------------|-----------------|-------|------------|------------------|------------------|-------------------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|--|
| 754 | 外務省 | 11 | | 130 | | 無償資金協力事務費 | | 本省において経済開発援助等の案件形成、円滑な実施のための交渉、協議、調査等を行う。また、在外公館において、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制を強化するとともに、無償資金協力案件交換公文の締結、無償資金協力の実施を促進するための協議を行うもの。 | 無償資金協力は、開発途上国の援助需要を踏まえ、毎年数多くの案件を実施しており(政府間の案件であるプロジェクトは無償は毎年150~160件、草の根・人間の安全保障無償資金協力は毎年約1,000件)。本予算は無償資金協力を効果的・効率的に実施するための事務経費。本予算にて協力準備調査に先立ち、公開の場で外部有識者と意見交換を行うことを通じて、事業の妥当性を確認するとともに、ODAの質と透明性の向上を図ることを目的とした開発協力適正会議を開催する。草の根・人間の安全保障無償については、対象国数、要請案件、実施案件数が多い中、現地における体制を強化することが重要であり、案件発掘、選定、形成、フォローアップ等の業務を援助関係者に委嘱し、効果的・効果的な事業の実施を行う。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制を強化するとともに、無償資金協力案件交換公文の締結、無償資金協力の実施を促進するために、大使館員が定期的に援助の現場を自ら見学し、国民一般を対象として、ODA広報・情報公開を行うため、主 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8.6 | 非該当 | | | | | | |
| 755 | 外務省 | 11 | | 131 | | 開発協力の理解促進 | | 政府開発援助(ODA)に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、ODAを一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることを目的とする。 | 以下の施策を実施。 1. ODA広報テレビ番組の制作・放映 2. パンフレット作成 3. 日章旗ステッカー作成 4. 「ODA出前講座」 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,c,4,5 | 非該当 | | | | | | | | |
| 756 | 外務省 | 11 | | 132 | | 経済協力評価調査 | | 日本のODA政策等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックすることにより、ODAの管理・改善への支援、ODA政策立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また、ODA評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本のODA政策の評価を通じ、ODAの透明性確保、被援助国側の評価能力の向上を図る。 | 本ODA評価は国別や重点課題等の政策レベルを対象として、評価主任(評価・開発の専門家)、アドバイザー(地域・分野の専門家)、コンサルタント(調査業務委託先)で構成された評価チームに業務を委託し第三者評価として実施するもの。評価結果は関係部局等にフィードバックするとともに、個別評価報告書およびODA評価年次報告書を公表し、国民に対する説明責任を果たしている。また、ODA評価ワークショップはアジア・大洋州諸国政府の評価部局実務者を対象に、我が国主導でのODA評価の理解促進、被援助国の評価能力の向上を図るもの。また、OECD-DAC等で定められている被援助国の評価能力の向上を目的として被援助国政府・機関等による評価も同様に実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8.6 | 非該当 | | | | | | |
| 757 | 外務省 | 11 | | 133 | | 開発援助人材育成・振興 | | 我が国の援助政策の企画・立案に資する調査・研究を行うことを目的とする。 | 我が国の援助政策の企画・立案に資する研究テーマを時宜にあわせて選定した上で、業者等に調査研究を委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1,b,2,6 | 非該当 | | | | | | | |
| 758 | 外務省 | 11 | | 134 | | NGO活動環境整備 | | 国際協力において我が国の「顔の見える援助」を行う上での不可欠なパートナーである我が国NGOとの連携を一層強化し、我が国NGOの国際競争力を高めるため、欧米NGOに比し脆弱とされる我が国NGOの組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を行うこと。 | 欧米NGOに比し脆弱とされる我が国NGOの組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を支援するため、平成27年度は以下の4プログラムを実施。 ① NGO研究会(NGOによるテーマ別能力向上プログラム):NGOが取り組むべき課題をテーマとしたワークショップ等を開催。 ② NGO相談員:国際協力やNGO活動・運営に関する一般市民及びNGO団体等からの照会や相談に対応。全国16団体に委嘱。 ③ NGO海外スタディ・プログラム:NGOの中堅職員が海外NGO等で研修。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5,c,4,2 | 非該当 | | | | | |
| 759 | 外務省 | 11 | | 135 | | 現地ODAタスクフォース業務 | | 現地ODAタスクフォース業務は、在外公館及びJICAの現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別援助方針策定への参加、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ(他ドナー、国際機関、NGO等)との連携、我が国ODAのレビュー等、質の高いODAを実施することを目的としている。 | 1. 現地ODAタスクフォース業務 (1)被援助国の政治・経済・社会情勢や開発ニーズ等を分析し、また、被援助国に対する我が国ODAのレビューを行う。 (2)我が国のODA政策について、他ドナーや被援助国の理解と支持を向上させ、現地での開発をめぐる議論に積極的に我が国の考え方を反映させる。 2. 現地ODAタスクフォース遠隔セミナー 本邦関係者(本省、JICA本部等)と途上国の我が国現地ODAタスクフォースを結び、開発援助の潮流や必要開発課題に関するプレゼンテーションや議論を通じて、現地ODAタス | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6.6 | 5,c,4,2 | 非該当 | | | | |
| 760 | 外務省 | 11 | | 136 | | 政府開発援助の調査及び企画立案等事務費 | | 開発協力の効果的・効果的な実施を企画立案するため、必要要員を確保する他、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。また、多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設け、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進するとともに、より良い開発協力の実施を図る。 | 1. 開発協力の効果的・効果的な実施を企画立案するため、開発援助分野で豊富な実務経験と高い学歴を有し、その専門性及び語学力を生かし即戦力となる経済協力専門員並びに、多岐にわたる庶務業務を行い本官を補佐する期間業務職員を雇用する他、国内外の経済協力関係者、有識者、専門家等との意見交換や被援助国における経済協力関係者との協議のため、本省職員及び在外公館職員を国内外へ出張させる。 2. 優れた技術を持つ中小企業の海外展開を支援するため「ODAを活用した中小企業等の海外展開支援」事業に係るセミナー等に参加し、当該広報活動を実施する。また、有識者が海外に赴き実際に海外展開支援を進めている中小企 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1,b,2,6 | 非該当 | | | | |
| 761 | 外務省 | 11 | | 137 | | 民間援助連携事務費 | | 【民間団体等の指導・監督に必要な経費】 国際協力に従事するNGOが一般国民や小規模NGO等からの照会に適切かつ効果的に対応するため、また国際協力の重要性やNGO活動に対する理解を促進するために、全国に配置しているNGO相談員を外務省職員が指導するとともに、NGO相談員同士の意見交換、情報交換を行うために開催する連絡会議等に関する経費。 【民間援助連携に必要な経費】 日本NGO連携無償資金協力事業(N連)を、より効果的・効果的に遂行し、かつ透明性を高める観点から、その妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査するための経費。また、在外公館長及び職員が任国および兼轄国におけるN連事業の引き渡しへ出席、並びにプロジェクトの妥当性、進捗状況等の調 | 【民間団体等の指導・監督】 国際協力に従事するNGOが一般国民や小規模NGO等からの照会に適切かつ効果的に対応するため、また国際協力の重要性やNGO活動に対する理解を促進するために、全国に配置しているNGO相談員を外務省職員が指導するとともに、NGO相談員同士の意見交換・情報交換を定期的に行う。また、日本NGO連携無償資金協力事業(N連)等、NGOへの支援経費が適切に執行されていることを、外務省職員が確認することも併せて実施。 【民間援助連携】 N連等、NGO支援事業の適正な執行を図るべく、申請案件の事前審査等を委託。また、外務省員が現地に出張し、NGO団体の活動の実状把握、実施案件の事前・事後審査等を実施。また、NGOとの連携強化・促進を図るため、平成8年度よりNGOとの定期協議会を開催。 【民間援助連携】 N連を、より効果的・効果的に遂行し、かつ透明性を高める観点から、その妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査。また、在外公館長及び職員が任国および兼轄国におけるN連事業の引き | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5,a,4,2 | 6,6 | 非該当 | |
| 762 | 外務省 | 11 | | 138 | | 経済協力情報管理システム | | 我が国の政府開発援助(ODA)実績の公式データを作成し管理する必要があり、関係事務の多様化・複雑化に対応する上で、(1)開発途上国に係る各種情報の収集と整理、(2)援助の効果的・機動的実施に資する関連情報の有効活用、(3)関連機関との情報の相互利用、(4)情報伝達の迅速化・効率化のため、OA機器を用いた経済協力実績関連情報の管理体制を整備するもの。 | 経済協力及びその事務の多様化・複雑化への対応策としてOA機器を利用した。情報の収集・管理、関連情報の有効活用、関連機関との情報の相互利用、情報の伝達の効率化を行っていったための情報管理体制を整備する。 | 47,240 | 34,894 | 5 | 一般 | - | 50 | 4 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | 4,c,1,4 | 該当 | | | | | | |
| 763 | 外務省 | 11 | | 139 | | 海外技術協力推進団体補助金 | | NGOが海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し、日本NGO連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本NGO連携無償を補完することにより、NGOに対する事業支援の一層の強化を図るもの。 | 開発途上国においてNGOが実施する開発協力に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価及び国内外にて開催されるNGOの国際協力活動の拡大・深化に資する研修会、講習会等に要する経費を補助する(補助率:定額(最大50%))。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1,b,2,6 | 6,6 | 5,a,4,2 | 非該当 | | | | |
| 764 | 外務省 | 11 | | 140 | | 開発協力白書編集等 | | 開発協力大綱の実施状況に関する関係報告に使用するとともに、開発協力政策について一般国民の理解と支持を増進させるなど、国内外への広報活動において広報媒体・資料として効果的に使用するため、開発協力白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集を作成する。 | 開発協力白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集の作成経費 開発協力白書は、開発協力大綱の実施状況及び我が国の開発協力実績等に付き有用な情報を掲載していることから、開発協力政策の企画・立案に関わる者にとって基礎的な情報・資料として活用されている。同白書において、開発協力大綱の実施状況を年1回包括的にとりまとめ、内外に公表することは、我が国開発協力政策の広報効果を高め、国民に対し説明責任を果たし、その理解を深める観点から | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,c,4,2 | 非該当 | | | | |
| 765 | 外務省 | 11 | | 141 | | 国際機関との連携等 | | 伝統的ドナーのほか新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチ援助理念に係る議論において、我が国の立場と開発協力理念を適切に反映させていくために、これらを協議している委員会等の出席や会合開催を実施する。 | 【国際会議支援及び多国間経済協力に必要な経費】 グローバルパートナーシップ関連会合等OECD-DACにより開催される各種会合への出席及びアジア開発フォーラムなどの国際機関などによる議論において、我が国代表団の参加に必要経費。 【開発協力関係資料等購入・翻訳経費】 DACにて発行されている経済協力関連の書籍の購入、DAC統計指示書等の翻訳経費及びDAC統計に係るNGOの援助実績調査に伴う経費 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5,b,4,2 | 非該当 | | | |

